

第1章 教育行財政

1 教育委員会

教育委員会は、教育行政の政治的中立性や継続性・安定性を確保するとともに、保護者や地域住民の多様な意向を的確に反映した教育行政を推進することを使命としており、教育長とレイマン（一般人）である非常勤の教育委員の合議制により基本方針を決定し、それを教育行政の専門家である教育長が事務局を指揮監督して執行するという「レイマンコントロール」の仕組みにより、専門家の判断によらない、広く住民の意向を反映した教育行政を展開していく責任を有している。

熊本市教育委員会は教育長と5名の委員（令和元年11月末現在で1名欠員）により構成し、教育委員会会議の他に、所管事項についての調査、研究等を行う教育委員協議会、学校・園における研究発表会等への参加や現地視察等の活動を行っている。また教育委員会として広範な見識を深めるために、他都市視察や研修会への参加等の活動を行っている。さらに、教育委員会が学校や地域に出向き、直接、教員や保護者、地域の方々と教育について意見を交換する広聴活動も実施している。



職 名	氏 名	就 任 年 月 日
教 育 長	遠 藤 洋 路	2017 年 4 月 1 日
		現任期 2018 年 12 月 15 日 ～ 2021 年 12 月 14 日
委 員	泉 薫 子	2010 年 4 月 1 日
		現任期 2018 年 4 月 1 日 ～ 2022 年 3 月 31 日
委 員	出 川 聖 尚 子	2015 年 9 月 26 日
		現任期 2019 年 9 月 26 日 ～ 2023 年 9 月 25 日
委 員	小 屋 松 徹 彦	2016 年 10 月 2 日
		現任期 2016 年 10 月 2 日 ～ 2020 年 10 月 1 日
委 員	西 山 忠 男	2016 年 10 月 2 日
		現任期 2016 年 10 月 2 日 ～ 2020 年 10 月 1 日

■総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行したことに伴い、市長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策について協議及び調整を行う場として「総合教育会議」が設置された。平成27年度は本市の教育に関する課題や教育大綱の策定について、その後も毎年度、関連計画の策定や進捗などについて協議を行った。平成30年度においては、児童相談所と学校の連携、小学校部活動の社会体育への移行、熊本市立高校・専門学校改革という3つの議題について協議を行った。

2 広聴機能の強化

教育委員会では、教育政策に広く住民の意向を反映させるために、平成24年度より地域公民館で地域住民や保護者と意見交換する「タウンミーティング」や学校で教員や生徒と意見交換を行う「スクールミーティング」などの広聴事業を行ってきた。これらの事業については、政策により活かされるよう効果検証を行い、対象や手法を適宜見直しながら実施しており、令和元年度（2019年度）は本市の教育政策について現場の教職員と意見を交換する。

3 熊本市教育方針の体系図

熊本市教

本市教育は、恵まれた自然と先人が築いた伝統文化のもとで、社会の創造性を備え、「徳・知・体」の調和のとれた次代を担う子どもたちの育る生活を営むことができる生涯学習社会の実現を目指す。

このような教育を推進するにあたり、学校・家庭・地域社会は、人間尊取り組むこととする。

教 育

- ◎人権尊重の理念のもと、学校・家庭・地域社会における様々な教育活動
- ◎多様な教育機能の整備・充実を図り、歴史的文化遺産を継承し、市民の

熊本市教育振興基本計画

〔熊本市教

基 本

徳・知・体の調和のとれた人づくり

取 組 の

(1) 徳・知・体の調和のとれた教育の推進

- ①豊かな心を育む教育の推進
- ②確かな学力を育む教育の推進
- ③健やかな体を育む教育の推進
- ④社会の変化に対応した教育の推進
- ⑤まちづくりとの連携と郷土学習の推進

(2) 子ども一人ひとりを大切にする教育の推進

- ①いじめ不登校などに対する相談・支援体制の充実
- ②特別支援教育の推進
- ③教員が子どもと向き合う時間の拡充

(3) 安全で良好な教育環境の整備

- ①子どもたちの身近な安全対策の充実
- ②最適な学習環境の整備
- ③学校規模の適正化と家庭・地域社会との連携強化
- ④放課後児童対策の推進

重 点 的

- (1) いのちを大切にする心の教育の充実と、いじめや不登校への細
- (2) 確かな学力の向上と社会の変化に対応した教育の推進

育方針

進展に対応する教育を構築しながら、公共の精神を尊び、豊かな人間性と成に努めるとともに、市民が生涯にわたって、健康で生きがいと潤いのあ

重の精神を基本にしながら、それぞれの責任と使命を自覚し、連携して

目 標

を通して、社会全体で子どもたちの「社会を生き抜く力」を育成する。
生涯にわたる自発的な学習活動を奨励・支援する。

(平成28～31年度)

育大綱]

理 念

～教育都市くまもとを目指して～

方 向

(4) 学校教育と福祉の連携の推進

- ①障がいに関する相互理解の促進
- ②ライフステージに応じた継続的な支援の充実
- ③児童虐待への対応強化

(5) 生涯を通して学び、その成果を地域に活かすことができる環境の整備

- ①生涯学習社会の構築
- ②図書館・博物館・美術館等の機能充実
- ③家庭教育力の向上

(6) 豊かな市民生活を楽しむための文化の振興

- ①文化活動の支援
- ②歴史的文化遺産の保存整備と活用

(7) 生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興

- ①スポーツ機会の充実
- ②競技力の向上②競技力の向上
- ③スポーツ施設の設備・機能充実

取 組

- やかな対応 (3) 教員が子どもと向き合うための体制の整備
- (4) 学習に集中できる教育環境づくりと安全対策の推進

4 熊本市教育振興基本計画（平成28～31年度）

基本理念

徳・知・体の調和のとれた人づくり

～教育都市くまもとを目指して～

「まちづくり」は、「人づくり」です。

本市は、豊かな自然に恵まれた環境と都市の利便性が調和した大変暮らしやすい都市であり、私たちは、このまちの様々な魅力を先人たちから引き継いできました。中でも、教育については、積極的に「人づくり」に取り組み、わが国の発展に大きく寄与してきた歴史があります。これらの歴史に鑑み、本市が「教育先進都市」として発展できるよう、次代を担う人材の育成にかかる施策を力強く推進していかなければなりません。

熊本市教育振興基本計画

1 策定の背景

平成28年3月、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、教育の目標や方向性を定めた、本市教育振興基本計画を策定した。

2 計画の位置付け

本市市政運営の基本方針である「熊本市総合計画」に基づいた「熊本市教育大綱」をもって、本市の教育振興基本計画に代えることとする。

3 計画期間

平成28年度から平成31年度まで
(4年間)

4 基本理念

熊本市が教育先進都市として発展するため、子どもたちの「徳・知・体の調和のとれた人づくり」を基本理念に、生涯を通じた学習、文化芸術やスポーツの振興を目指し、それらを取り巻く課題解決に向け社会全体で取り組む。

5 施策の基本方針

今後、本市が取り組んでいくべき方向性を定めた「第7次熊本市総合、文化及びスポーツに関する分野について7つの方針」を定める。

(1) 徳・知・体の調和のとれた教育の推進

人として大切な、豊かな心が健やかな体が生かされると考えて、徳・知・体の調和のとれた

(2) 子ども一人ひとりを大切にする教育の推進

教員が子どもと向き合い、いじめに努め、早期発見・早期対応な支援を必要とする子ども一人社会参加に向けた学びの充実

(3) 安全で良好な教育環境の整備

子どもたちが学校だけでなくおいても、安全で良好な教育環境できるような取組を推進する。

(4) 学校教育と福祉の連携の推進

子どもたちが、将来にわたって送れるよう、それぞれの教育適切な指導や支援を行うとともに速かつ的確に対応できる取組

(5) 生涯を通して学び、その成果を地域に活かすことができる環境の整備

市民が生きがいのある心豊かな各ライフステージの特徴に応じその成果を地域に活かすことがまた、親子の育ちの学習機会による家庭教育支援を強化す

(6) 豊かな市民生活を楽しむための文化の振興

歴史的文化遺産の適切な保存化の継承や後継者育成への支やエンターテインメントなどに触る。

(7) 生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興

誰もが健康で、生涯にわたるかなスポーツライフにつなげる取組を推進する。

一方、本市を取り巻く環境は、少子化、核家族化、都市化や、地域のつながりの希薄化などにより大きく変化しており、本市は、このような社会環境の変化に適切に対応し、子どもたち一人ひとりが、その将来に夢や希望を抱き、十分にその能力を発揮できる環境を整え、未来へと羽ばたくことができるよう、豊かな人間性と確かな学力、健やかな体を備えた、次代を担う人づくりに全力で取り組みます。

このために、家庭や学校はもちろんのこと、地域や行政のほか「人づくり」に携わるあらゆる関係機関が連携し、人と人との絆を大切にしながら、それぞれの課題の解決に向け社会全体で取り組む「教育都市くまもと」の実現を目指します。

基本計画

基本理念の実現を目指し、平成28年3月、「熊本市教育振興基本計画（平成28～31年度）」を策定しました。本計画においては、平成31年度（2019年度）までの4年間の計画期間において、7つの基本方針を定め、さらに4つの項目について重点的に取り組むこととしています。

（平成28～31年度）の構成

計画」に基づき、教育

育まれてこそ、知識やえ、本市の特色とした人づくりを目指す。

めや不登校の未然防を図るとともに、特別ひとりの将来の自立とを図る。

登下校時や放課後に境の中で過ごすことが

心身ともに豊かな生活的ニーズに応じた場では、児童虐待などに迅速に推進する。

な生活を送れるよう、た学習機会の充実とできる環境を整備する。を充実させ、市民協働る。

・活用とともに、伝統文援、新たな文化の創造れ合う機会の拡充を図

スポーツに親しみ、豊ることができるような

6 重点的取組

児童生徒、教職員、保護者、学校評議員等へのアンケート調査や教員及びPTAとの懇談会での意見をもとに4つの重点的取組を定める。

(1)いのちを大切に作る心の教育の充実と、いじめや不登校への細やかな対応

- 豊かな人間性や人権感覚など子どもたちの心を育むため、国に先駆け、平成29年度から道徳の教科化に向けた授業を実施する。
- いじめや不登校のほか、保護者や子どもたちの相談体制の充実のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを充実させる。

(2)確かな学力の向上と社会の変化に対応した教育の推進

- 少人数学級や少人数指導など、子どもたちの実態や個に応じたきめ細かな指導の充実を図る。
- 英語教育の推進リーダーとなる教員の養成や、小学校における重点的な英語教育を推進する。

(3)教員が子どもと向き合うための体制の整備

- 保護者からの相談に対し専門的な助言や必要な支援を行う「学校教育コンシェルジュ」を配置する。
- 子どもたちの状況を改善するため、家庭、学校、医療や福祉などの関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカーの充実を図る。
- 地域の指導者育成や社会体育との連携による小学校における運動部活動の見直しを実施する。

(4)学習に集中できる教育環境づくりと安全対策の推進

- 校舎、体育館、トイレ等の計画的な改修や、普通教室へのエアコン設置による快適な学習環境の整備を推進する。
- 通学路の点検や整備、保護者や地域住民が連携して取り組む交通安全確保など、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る環境を整備する。

7 計画の推進に向けて

市長と教育委員会が連携を強化し、教育行政の進むべき方向性を共有するとともに、本市のまちづくりの指針である「第7次総合計画」との整合性を図りながら、進捗管理をしていく。

5 教育都市くまもとの教職員像

—— 教育都市くまもとの教職員像 ——
～人間的な魅力にあふれ、夢と情熱をもって
「くまもとの人づくり」をリードする教職員～

1 いつの時代も求められる資質や能力

- (1) 豊かな人間性をもち、人権感覚にすぐれた教職員
- (2) 教育者としての強い使命感と誇り、高い倫理観をもった教職員
- (3) 教育的愛情をもち、子どもたちから信頼される教職員
- (4) 幅広い教養と専門的な知識に基づく実践的指導力をもった教職員

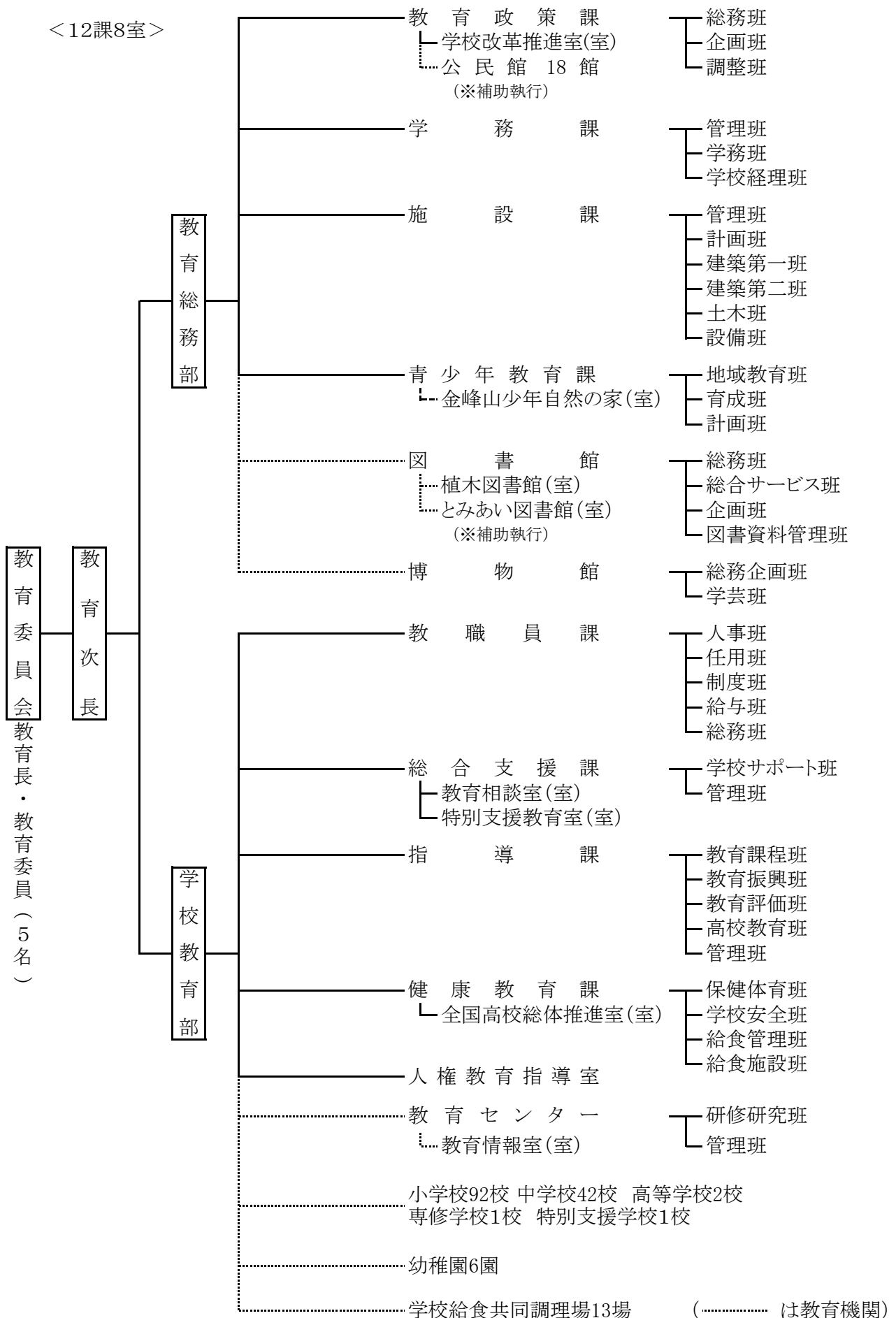
2 今、時代が特に求める資質や能力

- (1) 広い視野をもち、社会の変化に対応して課題を解決できる教職員
- (2) 社会性と高いコミュニケーション能力をもった教職員
- (3) 組織の一員として責任感をもち、互いに高めあい協働する教職員
- (4) 熊本を愛し、保護者や地域の人々に信頼される教職員

6 組織及び事務分掌

(1) 熊本市教育委員会組織

平成31年4月1日現在



(2) 熊本市教育委員会事務分掌

■教育総務部

課(室)名	事務分掌
教育政策課	(1) 事務局内の政策その他重要事項の総合的調整に関すること。 (2) 事務局内事務及び部内事務の連絡調整に関すること。 (3) 教育委員会会議に関すること。 (4) 教育行政に係る総合的企画及び調整に関すること。 (5) 公告式及び令達に関すること。 (6) 教育委員会規則等の制定改廃に関すること。 (7) 教育予算の総括調整に関すること。 (8) 組織管理及び事務管理に関すること。 (9) 公印の管理に関すること。 (10) 文書の収発及び管理に関すること。 (11) 職員の人事、服務及び給与に関すること(他課の所管に属するものを除く。) (12) 職員定数の管理に関すること(他課の所管に属するものを除く。) (13) 国際交流の調整に関すること。 (14) 広報及び教育行政に関する相談に関すること。 (15) 調査及び統計に関すること(他の課又は室の所管に属するものを除く。) (16) 社会教育及び文化財保護の総括調整に関すること。 (17) ユネスコに関すること。 (18) 学校改革推進室(室)に関すること。 (19) 教育委員会指定管理者候補者選定委員会に関すること。
学校改革推進室 (室)	(1) 市立学校の改革に係る重要事項の総合的企画、調整及び推進に関すること。 (2) 市立高等学校等改革検討委員会に関すること。
公民館 ※補助執行	(1) 生涯学習支援に関すること。 (2) 公民館の管理及び運営に関すること。 (3) 公民館の使用許可に関すること。 (4) 公民館の事業の企画及び実施に関すること。 (5) 地域公民館との連絡調整に関すること。 (6) 五福小学校プールの管理及び運営に関すること(五福公民館に限る。)。
学務課	(1) 学校の設置及び廃止に関すること。 (2) 児童及び生徒の就学に関すること(他の室の所管に属するものを除く。) (3) 通学区域に関すること。 (4) 学校の用に供する物品の調達に関すること。
施設課	(1) 学校施設の設置、管理及び廃止に関すること。 (2) 学校施設の営繕保全の計画及び実施に関すること。 (3) 学校施設台帳に関すること。 (4) 学校用地に関すること。
青少年教育課	(1) 青少年教育に関すること。 (2) 青少年の指導及び育成に関すること(他課の所管に属するものを除く。) (3) 家庭教育に関すること。 (4) 金峰山少年自然の家に関すること。 (5) 熊本市立野外教育施設運営協議会に関すること。 (6) 熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会に関すること。 ※補助執行 (1) 放課後児童健全育成事業の実施に関すること。 (2) 青少年問題協議会の運営に関すること。
金峰山少年自然の家 (室)	(1) 金峰山少年自然の家の管理及び運営に関すること。 (2) 金峰山少年自然の家の使用許可に関すること。 (3) 金峰山少年自然の家の事業の企画及び実施に関すること。
図書館	(1) 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、刊行物その他必要な資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること。 (2) 図書館サービスに関すること。 (3) 図書館事業の企画及び実施に関すること。 (4) 移動図書館に関すること。 (5) 図書館協議会に関すること。 (6) 分館及びびくまもと森都心プラザの図書館に関すること。 (7) 学校その他の教育機関との連携に関すること。 (8) 図書館の施設、設備等の維持管理に関すること。 (9) 図書館の設置及び廃止に関すること。 (10) 熊本市立図書館協議会に関すること。
植木図書館 とみあい図書館 ※補助執行	(1) 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、刊行物その他必要な資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること。 (2) 図書館サービスに関すること。 (3) 図書館事業の企画及び実施に関すること。 (4) 移動図書館に関すること(植木図書館に限る。)。

博物館	(1) 博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。 (2) 博物館資料の調査研究に関すること。 (3) 博物館資料に関する研究報告その他の資料の作成及び頒布に関すること。 (4) 学校その他社会教育機関等の行う教育、研究等の支援に関すること。 (5) 博物館事業の企画及び実施に関すること。 (6) 博物館協議会に関すること。 (7) 分館及び塚原歴史民俗資料館に関すること。 (8) 博物館の施設、設備等の維持管理に関すること。 (9) 博物館の設置及び廃止に関すること。 (10) 熊本博物館協議会に関すること。
-----	--

■学校教育部

教職員課	(1) 部内事務の連絡調整に関すること。 (2) 学校経営の管理に関すること。 (3) 教職員(教育職員及び学校栄養職員並びに小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員をいう。以下同じ。)の人事、服務及び給与に関すること。 (4) 教職員定数の管理に関すること。 (5) 学校の学級編制に関すること。 (6) 教職員の採用及び昇任の選考に関すること。 (7) 教職員(栄養教諭及び学校栄養職員を除く。)の研修の総括調整に関すること。
総合支援課	(1) 学校の生徒指導に関すること。 (2) 教職員及び児童生徒の指導・支援に関すること。 (3) 教育相談室(室)に関すること。 (4) 特別支援教育室(室)に関すること。 (5) 熊本市いじめ防止等対策委員会に関すること。
教育相談室(室)	(1) 学校教育に係る相談及び支援に関すること。
特別支援教育室(室)	(1) 障がいのある児童及び生徒の就学に関すること。 (2) 特別支援教育の専門的事項の指導に関すること。 (3) 特別支援教育に関わる教職員等の研修に関すること。 (4) 特別支援学校に関すること(他の課又は室の所管に属するものを除く。) (5) 熊本市就学支援委員会に関すること。
指導課	(1) 学校の学習指導及び進路指導に関すること。 (2) 学校の教育課程及び教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。 (3) 教育評価に係る指導に関すること。 (4) その他学校教育の指導に関すること(他の課又は室の所管に属するものを除く。) (5) 熊本市教科用図書選定委員会に関すること。
健康教育課	(1) 学校保健及び学校安全に関すること。 (2) 学校体育及び食育の指導に関すること。 (3) 児童生徒及び教職員の健康管理に関すること。 (4) 学校給食の実施に関すること。 (5) 学校給食に係る施設及び諸設備の管理に関すること。 (6) 学校給食に係る業務に従事する職員の研修に関すること。 (7) 学校給食共同調理場に関すること。 (8) 学校保健及び学校給食に関わる諸団体に関すること。 (9) 全国高校総体推進室(室)に関すること。 (10) 熊本市学校給食調理等業務委託評価委員会に関すること。
全国高校総体推進室(室)	(1) 全国高等学校総合体育大会に関すること。
人権教育指導室	(1) 人権教育に関する基本的な指導計画の立案及び調整に関すること。 (2) 人権教育に関する研究、指導及び助言に関すること。 (3) 人権教育に関する教材及び資料の収集及び研究に関すること。 (4) 同和問題に係る教育施策に関すること。 (5) その他人権教育に関すること。
教育センター	(1) 学校教育及び社会教育に係る調査研究に関すること。 (2) 学校教育及び社会教育関係者の研修に関すること。 (3) 学校教育及び社会教育に係る研究資料、図書、視聴覚機器等の収集整備及び活用に関すること。 (4) 教職員研修の企画及び実施に関すること。
教育情報室(室)	(1) 教育委員会の情報施策の推進に関すること。
学校給食共同調理場	(1) 教育委員会の指定する学校において実施される学校給食の調理及び輸送等に関すること。

7 職員数

【定数管理上の職員】

所 属	人 員 （ 定 数 管 理 上 ）	局長級		部長級		課長級			主幹級				主査級											
		教 育 次 長	総 括 審 議 員	部 長 ・ 室 長 ・ 館 長	首 席 審 議 員	課 長 ・ 室 長 ・ 所 長 ・ 館 長 ・ 事 務 長	副 課 長	副 課 長 ・ 教 育 審 議 員 等	室 長 ・ 場 長 ・ 所 長 ・ 事 務 長	課 長 補 佐 ・ 館 長 補 佐 ・ 所 長 補 佐	主 幹	主 任 指 導 主 事	主 査	参 事	指 導 主 事	社 会 教 育 主 事	学 芸 員	学 校 主 任	給 食 調 理 員 ・ 主 任					
教育政策課（教育次長、教育総務部長含む）	20	2	2			1	1		3	1		2	1			1		10	3	7				
（学 校 改 革 推 進 室）	6								1	1			2			1	1	2	1		1			
※ 特 別 支 援 学 校 派 遣	4																	3		3				
※ 市 長 部 局 出 向	19																	19			2	17		
学 務 課	14								1	1			2		1	1		7	2	5				
施 設 課	35								2	1		1	4		1	3		10	3	7				
青 少 年 教 育 課	17								2	1		1	2			2		6	1	3	2			
（金 峰 山 小 年 自 然 の 家）	5												2	1		1		2				2		
図 書 館	15								1	1			4		1	3		4	1	3				
（植 木 図 書 館）	3												2	1		1		1		1				
熊 本 博 物 館	13					1	1		1			1	1		1			3	2	1				
教 職 員 課（学 校 教 育 部 長 含 む）	30					1	1		3	1		2	5			3	2	11	3	4	4			
総 合 支 援 課	12								2	1		1	2		1		1	6	1	1	4			
（教 育 相 談 室）	5												1	1				4		2	2			
（特 別 支 援 教 育 室）	9								1	1			1				1	7	1		6			
※ 児 童 相 談 所 出 向	2																	2			2			
指 導 課	22								2	1		1	5		1		4	13	1	1	11			
健 康 教 育 課	21								3	1		2	3			3		11	1	6	4			
（高 校 総 体 推 進 室）	6								1	1			1			1		3		2	1			
人 権 教 育 指 導 室	6								1	1			1				1	4			3	1		
※ ふ れ あ い 文 化 セ ン タ ー 出 向	1																	1				1		
教 育 セ ン タ ー	11								1	1			2		1		1	6			6			
（教 育 情 報 室）	6								1	1								5	1	1	3			
事務局・教育機関小計	282	2	2			3	3		26	15		11	41	3	7	20	11	140	21	47	51	21		
必 由 館 高 校	51								1	1			1			1		1		1				
千 原 台 高 校	38								1	1			1			1		1		1				
総 合 ビ ジ ネ ス 専 門 学 校	9												1	1										
特 別 支 援 学 校	24																							
中 学 校（42 校）	1,243																	13					13	
小 学 校（92 校）	2,392																	36					24	
幼 稚 園（6 園）	35																							
共 同 調 理 場（13 場）	9												1	1				1					1	
学校施設小計	3,801								2	2			4	2		2		52		2			37	
教育委員会合計	4,083	2	2			3	3		28	17		11	45	5	7	22	11	192	21	49	51	21		

※教育政策課の市長部局出向(再任用職員を含む。)は、公民館18、生涯学習課1、スポーツ振興課2

令和元年5月1日現在

一 般 職										一般職 (再任用)			教 育 職 員					教育職員 (再任用)		一般職 (短時間再任用)							教育職員 (短時間再任用)		人 員 計 (短 時 間 再 任 用 含 む)								
主 任 主 事 ・ 主 事	主 補 師	主 任 技 師 ・ 技 師	指 導 主 事	社 会 教 育 主 事	学 芸 員	学 校 主 任 ・ 副 主 任	学 校 主 事 ・ 副 主 事	給 食 技 師 ・ 副 主 任		主 任 技 師	学 校 主 事 ・ 主 事	給 食 技 師		校 長 ・ 園 長	教 頭	教 諭	教 員	実 習 助 手			教 諭	教 員		主 任 主 事	主 任 技 師	社 会 教 育 主 事	学 芸 員	学 校 主 事 ・ 主 事		主 任 技 師 ・ 技 師	給 食 技 師		教 諭	養 護 教 諭			
3	3																								2					2					22		
1	1																																		6		
1	1																																		4		
																									2			2							21		
4	4																								2	2									16		
18	4		14							1	1														3		3								38		
7	7																								11	11									28		
1	1																								1	1									6		
6	6																								5	5									20		
																																				3	
7	1					6																			2				2							15	
10	10																								2	1	1									32	
2	2																								5	5										17	
																									5	5										10	
																									2	2										11	
																																				2	
2	2																								7	7										29	
4	4																								2	2										23	
1	1																								1	1										7	
																																					6
																																					1
2	2																								7	7										18	
																									2	1	1										8
69	49		14			6				1	1														61	50	5	2	2		2						343
1	1													42	1	2	39				5	5			1	1										52	
														34	1	1	31			1	1	1			2	1										40	
														8	1	1		6																		9	
														24	1	1	20	2																		24	
18						16								1,153	42	48	968	95			59	48	11		8				8			4	4			1,255	
101						20								2,151	92	99	1,774	186			104	94	10		29				11		18	20	19	1		2,441	
3			1			1								32	6		26								1	1										36	
7																									2						2						11
130	1		1			37								3,444	144	152	2,858	289	1	169	148	21		43	3				20		20	24	23	1		3,868	
199	50		15			6	37				1	1		3,444	144	152	2,858	289	1	169	148	21		104	53	5	2	2	20	2	20	24	23	1		4,211	

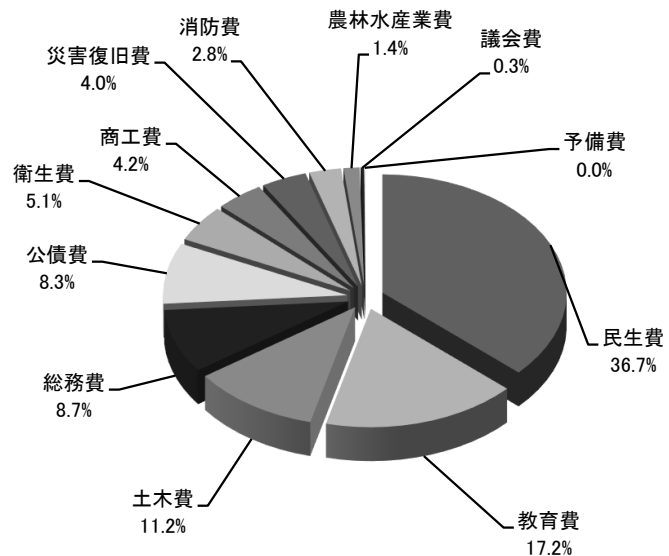
8 教育財政

(1) 一般会計当初予算

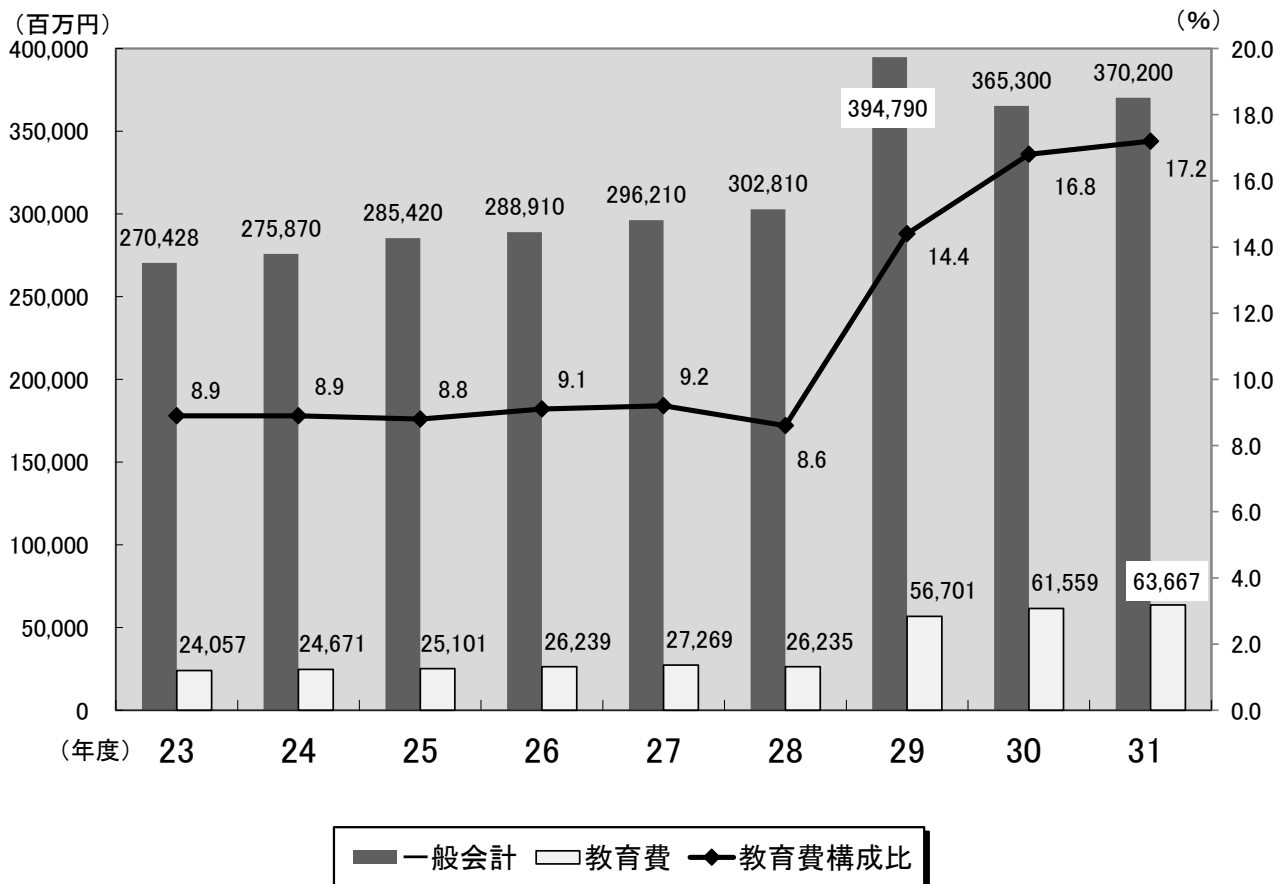
①平成30年度一般会計当初予算

(単位:千円、%)

款	当初予算額	構成比
議会費	1,154,325	0.3
総務費	32,176,157	8.7
民生費	136,018,981	36.7
衛生費	18,830,752	5.1
農林水産業費	5,115,107	1.4
商工費	15,450,572	4.2
土木費	41,286,740	11.2
消防費	10,507,148	2.8
教育費	63,667,614	17.2
災害復旧費	14,770,600	4.0
公債費	30,650,204	8.3
諸支出金	451,800	0.1
予備費	120,000	0.0
歳出合計	370,200,000	100.0



②一般会計当初予算の推移



(2) 教育費当初予算

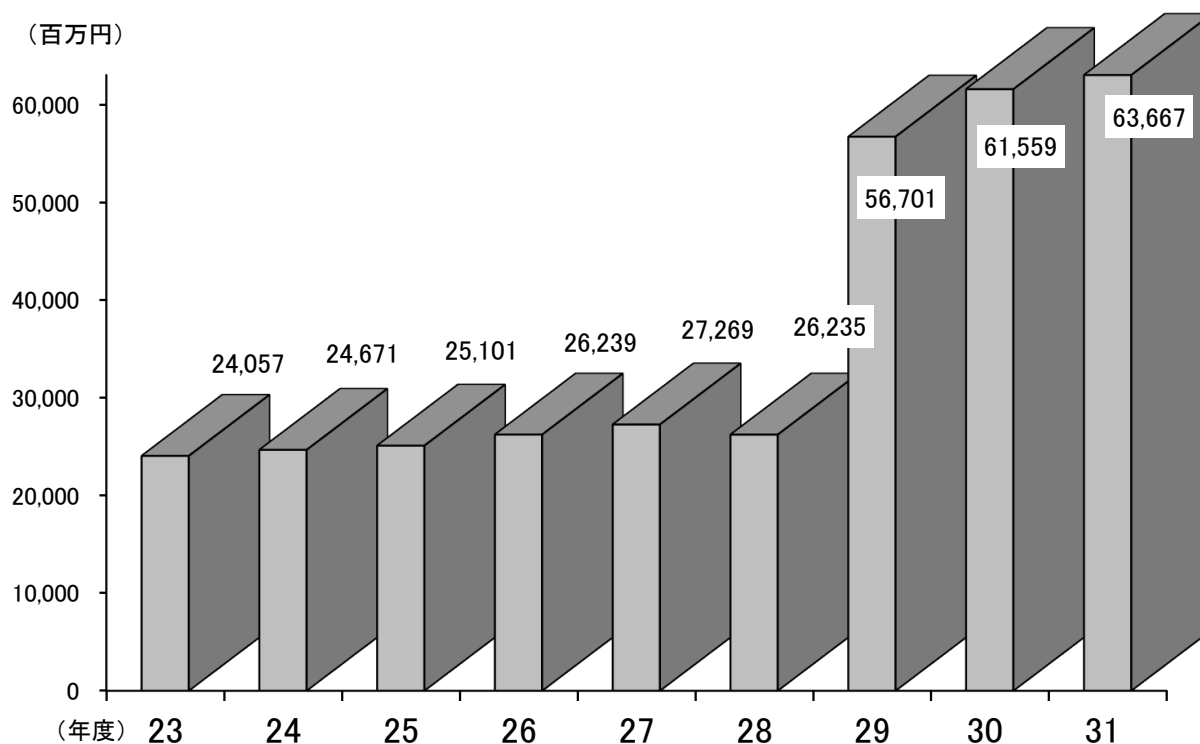
①平成31年度(2019年度)教育費当初予算

(単位:千円)

性質 目的	歳出予算	人件費	物件費	維持補修費	扶助費	補助費等	普通建設事業		その他	構成比
							補助	単独		
教育総務費	6,620,904	3,207,200	2,190,257	500	0	146,047	583,025	493,875	0	10.4%
小学校費	28,418,886	23,635,846	2,428,498	273,334	447,361	39,347	490,163	1,104,337	0	44.6%
中学校費	15,940,313	12,517,202	1,411,731	176,684	391,079	19,967	434,498	989,152	0	25.0%
高等学校費	1,263,386	1,089,049	146,318	14,100	0	7,719	0	6,200	0	2.0%
幼稚園費	1,165,067	407,110	28,481	12,500	664,100	15,576	0	37,300	0	1.8%
専修学校費	152,367	120,516	26,034	5,500	0	317	0	0	0	0.3%
社会教育費	3,236,607	1,784,430	1,115,020	28,762	0	133,256	11,600	163,532	7	5.1%
保健体育費	5,372,420	809,217	1,375,035	14,940	0	2,922,421	24,300	226,507	0	8.4%
美術館費	367,718	50	320,587	0	0	47,069	0	0	12	0.6%
熊本城費	1,129,946	360,668	238,321	3,050	0	738	0	25,800	501,369	1.8%
計	63,667,614	43,931,288	9,280,282	529,370	1,502,540	3,332,457	1,543,586	3,046,703	501,388	
構成比	100.0%	69.0%	14.6%	0.8%	2.4%	5.2%	2.4%	4.8%	0.8%	100.0%

②教育費当初予算の推移

(百万円)



※平成29年度に県費負担教職員の給与負担が熊本市に移管される。